

5 農業農村整備の概要

1. あおもり水土里づくり推進プラン —青森県農業農村整備中期推進方針—

基本的な考え方

県の基本計画である「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」において、「攻めの農林水産業」を重要な政策の1つとして位置付けて推進しており、取り巻く環境変化に対応しながら、農林水産業の持続的成長と共生社会の実現を目指すこととしています。

こうした中で、農業農村整備は、「攻めの農林水産業」の強力かつ着実な推進に資するため、「豊かで力強い農業により攻める」、「農業・農村の安全・安心を守る」、「魅力的で活力ある農村をつくる」を柱に施策を展開し、「豊かで持続可能な農業・農村の実現」を目指します。

施策体系

◆豊かで力強い農業により攻める

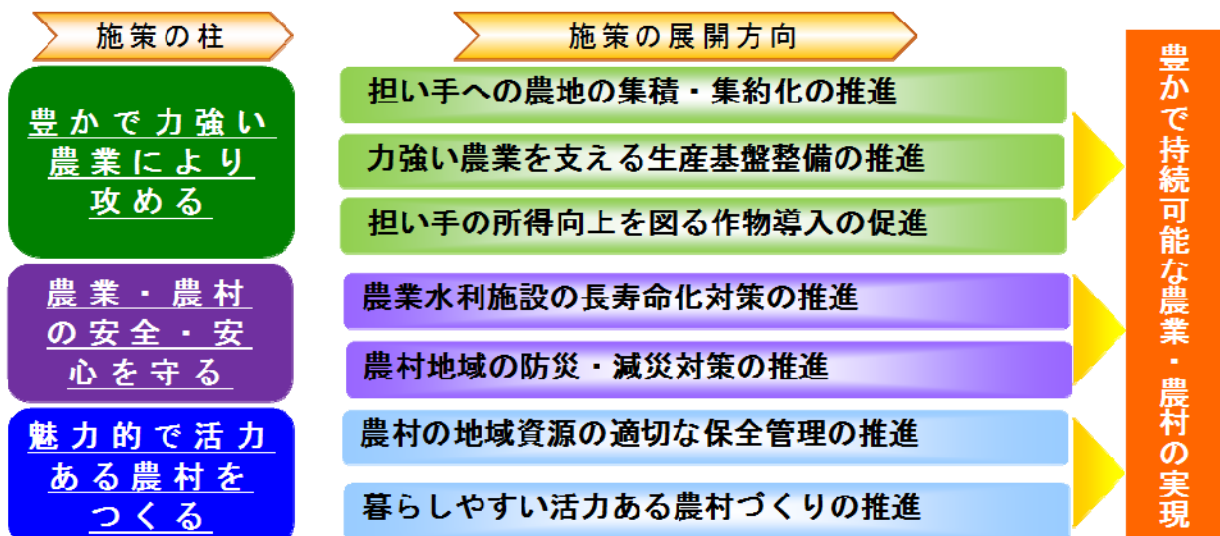
担い手が活躍する強い農業基盤づくりとして、農作業の省力化と生産コストの低減を図る農地の大区画化や、稲作農業から野菜などの高収益作物への転換を可能とする水田の汎用化・畑作化などの基盤整備により担い手の所得向上を図るとともに、農地中間管理機構との連携した担い手への農地の集積・集約化を推進します。

◆農業・農村の安全・安心を守る

農村地域の安全・安心を守るため、老朽化した農業水利施設の長寿命化対策や、ため池などの耐震化や集中豪雨等による農村地域の洪水被害を防止する取組により、農村地域の防災・減災対策を推進します。

◆魅力的で活力ある農村をつくる

農業・農村の多面的機能の発揮に向けて、農村の地域資源の適切な保全管理を推進します。また、農村生活環境の更新整備などの取組により、暮らしやすい活力ある農村づくりを推進します。



1-1. 管内の取組事例

豊かで力強い農業により攻める

土場川地区【経営体育成基盤整備事業】七戸町・東北町

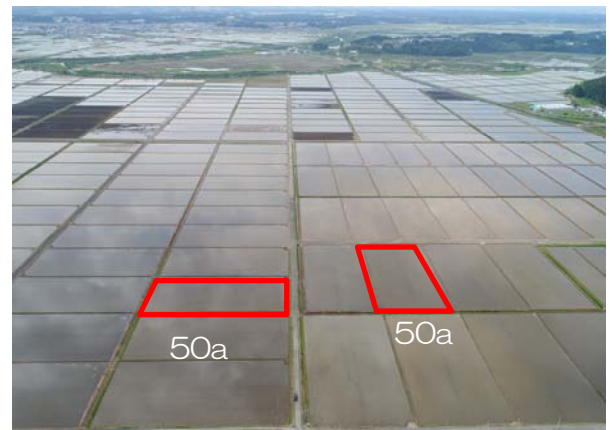
七戸川と土場川に挟まれた本地域では、区画整理や揚排水機場の更新を目的に、平成27年度から受益面積約500haの大型ほ場整備事業を実施しています。

ほ場の多くが10a~20aの小区画、水路は用排兼用土水路、暗渠排水は未整備のため排水不良であることから、効率的な営農や高収益作物の導入に支障を来していました。

事業では、担い手農家に農地を集積・集約するとともに、ほ場の大区画化と併せて暗渠排水・用排水路や老朽化した揚排水機場を一体的に整備することで、慢性的な排水不良を解消し、水田の汎用化を実現させ、収益力のあるにんにくやたまねぎ等の高収益作物の導入による農家所得の向上を目指しています。



整備前



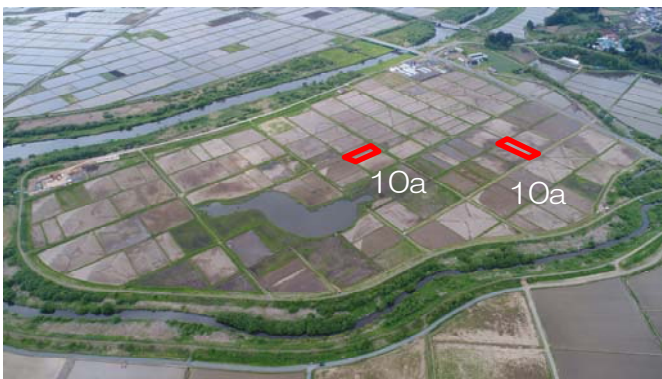
整備後

赤川地区【経営体育成基盤整備事業】東北町

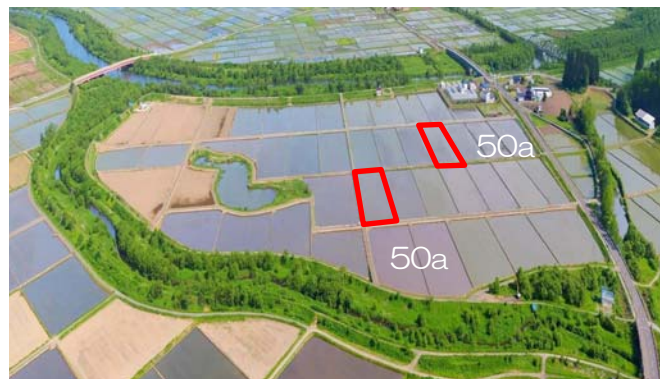
本地区は、東北町の南東部に位置し、一級河川高瀬川及び同水系赤川に囲まれた水田地帯です。

本地区の現況水田は10a区画で、現況道路は幅員が2.0m程度と狭小であり、水路は用排兼用の土水路で維持管理に多大な労力を要していました。

このことから赤川揚水機場掛りを主水源とする用水掛かりを一定区域に設定し、農地の集積・集約や水田の大区画化・汎用化を図るため、ほ場整備事業を平成30年度から実施しており、令和5年度の完了を予定しています。



整備前



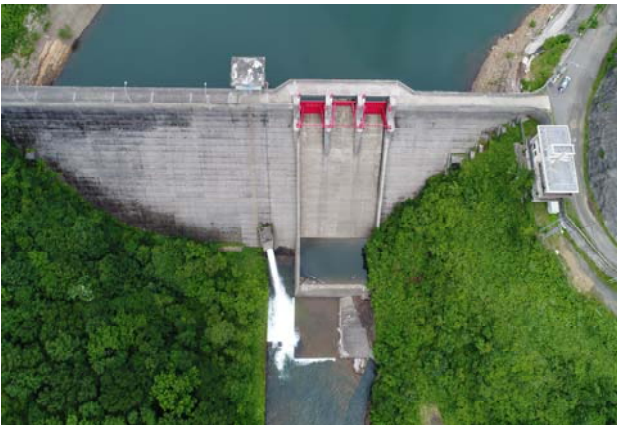
整備後

農業・農村の安全安心を守る

天間ダム地区【防災ダム事業・農業水利施設保全合理化事業】七戸町・東北町

本ダムは、昭和43年に県が造成した「治水」と「利水」を併せ持つ農業用ダムです。造成から約50年が経過し、管理棟や機械・電気設備の劣化が著しく、特に洪水吐ゲート等のゲート類は腐食や発錆が進行して開閉の不具合や設備の損壊が危惧される状況です。

そこで、平成29年度から防災ダム事業と農業水利施設保全合理化事業を組み合わせ、老朽化した施設の更新整備を実施し、ダム下流域の災害を未然に防止するとともに、農業生産の維持と農業経営の安定を図ることとしています。



天間ダム全景



天間ダム管理所

上谷地中堤地区【ため池等整備事業】おいらせ町

上谷地中堤は、おいらせ町の東部、旧百石町役場から北東2.7kmに位置する県の防災重点ため池に指定されている農業用ため池です。

平成29年度に行った耐震性能照査では、基礎地盤を含めた浸透量の計算値が許容を上回ったほか、すべり破壊に対する堤体斜面の安全率が許容を下回る結果でした。

このことから、地震や洪水により堤体が決壊するおそれがあり、万が一決壊した場合は下流の農地や施設等に甚大な被害を生じさせることとなるため、早急な改修が必要となっていることから、令和3年度からため池等整備事業を実施しています。



上谷地中堤地区の現況

魅力的で活力ある農村をつくる

北東北地区【中山間地域総合整備事業】東北町

中山間地域における農業生産基盤の整備と農村生活環境基盤の整備を総合的に行い、農業農村の活性化を図ることを目的に、平成 27 年度から東北町全域を対象にして中山間地域総合整備事業を実施しています。

農業用排水路や農道を整備することで、維持管理経費や生産コストの低減を図り、品質と生産性の向上を目指しています。また、集落内の道路を整備することで、日常生活の利便性や営農の合理化を図るとともに、地域住民の従来の安全性を確保し、集落防災と安全性の向上を図ることとしています。



農道：寒水



農用排：切佐坂（環境配慮型水路）

十和田市南部地区【通作条件整備事業】十和田市

本地区では、供用開始から 40 年以上も経過し、経年劣化によるクラックやわだち掘れが発生していることから、農耕車輛や一般車輛走行時の安全確保に支障を来し、このままでは整備時に発揮していた農道機能の維持ができなくなる恐れがあるため、令和 3 年度～令和 6 年度の工期で路面改良を行っており、農道機能の保全と交通の安全確保に努めてきた。



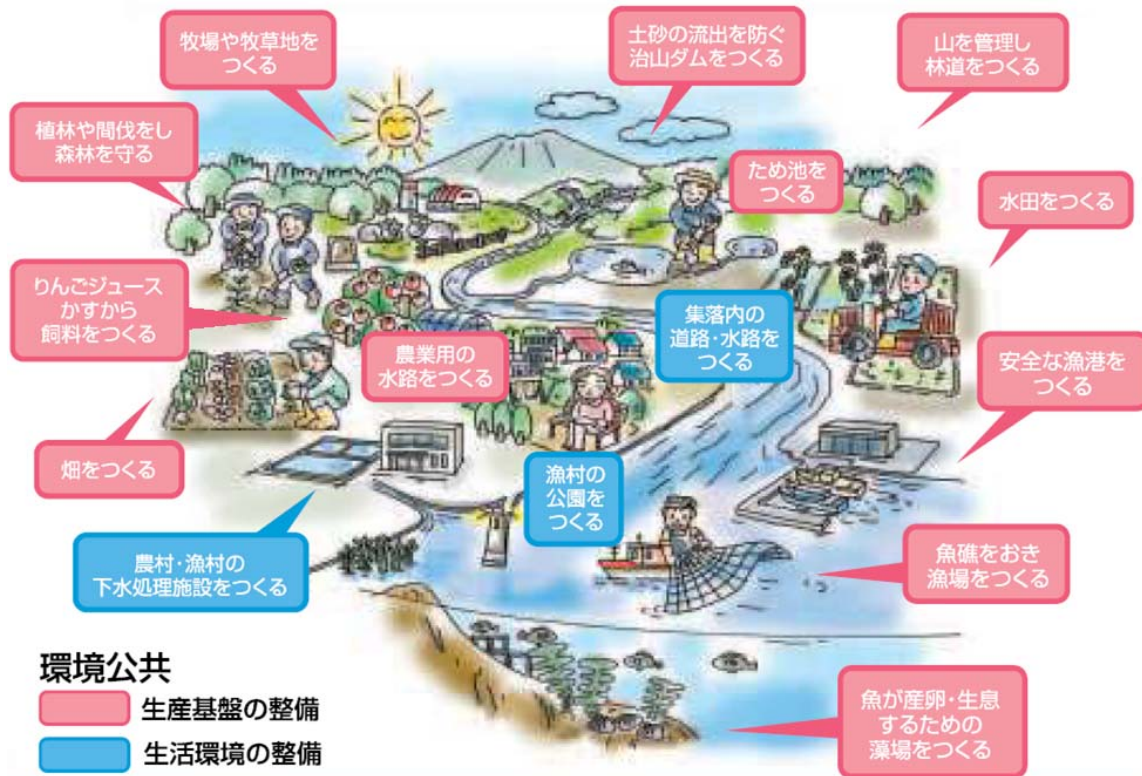
十和田南部地区の現況

2. 環境公共

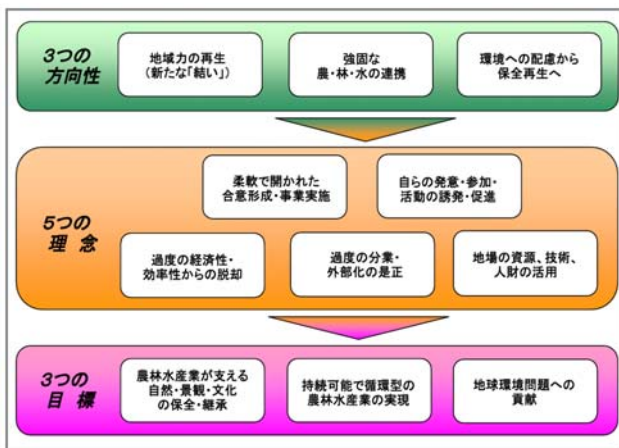
「環境公共」の定義

農山漁村では、自立した農林水産業が営まれ、地域コミュニティが存続することによって、豊かな自然や美しい景観、伝統的な風習・文化などかけがえのない地域資源を将来に引き継いでいくことが可能となります。

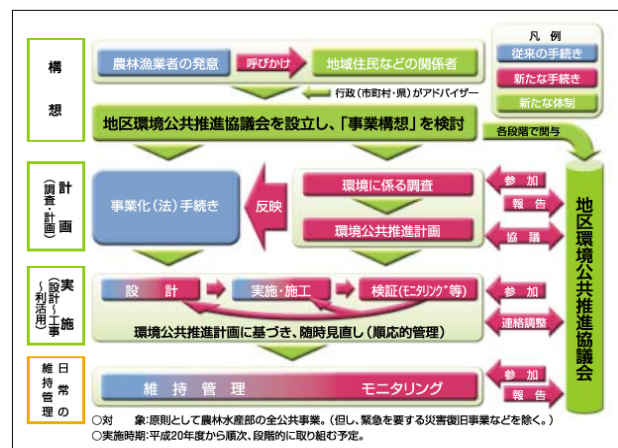
このため、青森県では“農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる”との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付けています。



「環境公共」の基本的方向



「環境公共」の手続きと体制



2-1. 環境公共の取組事例

環境公共推進プロジェクト「天間林小学校ダム学習会」七戸町

令和5年10月11日（水）に、七戸町立天間林小学校の4年生を対象とした環境公共推進プロジェクトを七戸町で実施しました。

この活動は天間林小学校の社会科見学の 일환として、上北地域県民局地域農林水産部と天間林土地改良区が合同で天間ダム及び農業水利施設の学習を行ったもので、県民局では天間ダム現地において、ダムの役割、水循環、田んぼの役割、また環境公共の説明を担当しました。

天間ダムの見学では、県民局職員から天間ダムの概要や役割のほか、環境公共について説明し、水の流れや大切さを学んでもらいました。



天間ダムにおける校外学習の様子

北三沢地区【経営体育成基盤整備事業】三沢市

令和5年9月7日（木）に北三沢地区で、三沢市立おおぞら小学校の4～6年生を対象にした稲刈り体験学習が実施されました。

本地区は、三沢市北部に広がる仏沼の西側に位置する北三沢地区では、平成22年度から平成27年度にかけて約100ha、北三沢地区に隣接した八幡地区では平成27年度から令和元年度にかけて約24haの区画整理を実施しました。整備された農地では、平成23年度に設立された農事組合法人フラップあぐり北三沢が地域の担い手となり、稲作を中心とした営農を行っています。

また、平成29年度からは農事組合法人フラップあぐり北三沢や北三沢土地改良区、三沢市立おおぞら小学校が連携して学校田を開設し、環境教育の場として活用されています。



北三沢地区における稲刈り体験の様子

3. 多面的機能支払交付金

◆ 目的

近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、地域の共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

そこで、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにすると共に、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするものです。

◆ 制度内容

1) 交付単価

① 農地維持支払

基本単価≪10a当たり 田：3,000円/年、畑：2,000円/年、草地：250円/年≫

② 資源向上支払（共同活動）

≪10a当たり 田：2,400円/年 畑：1,440円/年 草地：240円/年≫

※取組を5年間以上継続している農用地については、単価は0.75を乗じた額となる。

③ 資源向上支払（長寿命化）

≪10a当たり 田：4,400円/年 畑：2,000円/年 草地：400円/年≫

※①、②、③を一緒に取り組む場合は、②の単価は0.75を乗じた額となる。

2) 令和5年度 実施状況

農地維持支払

市町村	地区数	交付金算定面積 (ha)				交付金 (千円)
		田	畑	草地	計	
十和田市	45	4,194	0	0	4,194	125,995
三沢市	1	0	133	0	133	2,650
野辺地町	3	62	56	0	118	2,973
七戸町	10	1,805	0	0	1,805	54,147
六戸町	10	797	122	0	920	26,371
東北町	6	651	0	0	651	19,594
六ヶ所村	8	244	90	270	604	10,060
おいらせ町	1	104	0.4	0	105	3,139
計	84	7,857	401	270	8,528	244,929

※単位未満は四捨五入のため、計と一致しない場合がある。

令和5年4月時点

資源向上支払(共同活動)

市町村	地区数	交付金算定面積 (ha)				交付金 (千円)
		田	畑	草地	計	
十和田市	32	3,319	0	0	3,319	53,997
三沢市	1	0	133	0	133	1,481
七戸町	8	1,510	0	0	1,510	24,249
六戸町	10	797	122	0	920	15,197
東北町	4	609	0	0	609	9,668
六ヶ所村	7	227	90	270	587	4,754
おいらせ町	1	104	0.4	0	105	1,569
計	63	6,567	345	270	7,182	110,914

※単位未満は四捨五入のため、計と一致しない場合がある。

令和5年4月時点

資源向上支払(長寿命化)

市町村	地区数	交付金算定面積 (ha)				交付金 (千円)
		田	畑	草地	計	
十和田市	16	750	0	0	750	24,554
七戸町	3	192	0	0	192	7,059
六戸町	6	542	26	0	568	18,679
おいらせ町	1	104	0.4	0	105	2,000
計	26	1,588	26	0	1,614	52,291

※単位未満は四捨五入のため、計と一致しない場合がある。

令和5年4月時点



農地維持支払（農道の草刈り）
老部川水土里保全隊（六ヶ所村）



資源向上支払（共同活動）（植栽）
三本木地域水土里保全隊（おいらせ町）

4. 中山間地域等直接支払交付金

◆ 目的

中山間地域等では、高齢化が進む中で平地に比べ傾斜地が多く農業の生産条件が不利なことから、担い手の減少や荒廃農地の増加等により、農業・農村が有する水源涵養や洪水防止等の多面的機能の低下が心配されています。

本制度は、中山間地域等で農地を耕作している農業者等に交付金を直接支払い、農業生産の維持を通じて多面的機能を確保する取組であり、集落協定や個別協定に基づいて行われる農業生産活動や多面的機能の維持につながる活動を支援するものです。

◆ 制度内容

1) 実施期間（第5期対策）

令和2年度から令和6年度までの5年間

2) 対象地域

地域振興9法（「特定農山村法」「山村振興法」「過疎法」「半島振興法」「棚田地域振興法」他）に指定されている地域【通常地域】及びこれに準じるとして知事が認める地域【特認地域】

3) 対象農用地の傾斜要件等

- ① 急傾斜の農用地（田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地：傾斜度15度以上）
- ② 緩傾斜の農用地（田：1/100以上、畑・草地・採草放牧地：傾斜度8度以上）他

4) 対象農用地の団地要件等

① 集落協定

1ha以上のまとまりを持つ一団の農用地（連担していなくても集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは対象とできる。）

② 個別協定

認定農業者等が利用権設定や作業委託を受けている農地（基本的に自作地は対象外であるが、3ha以上経営している場合や一団の農用地全てを耕作している場合は自作地も対象とすることができる。）

5) 活動要件

① 農業生産活動を継続するための活動

集落マスタープランの作成、農業生産活動等、多面的機能を増進する活動

② 体制整備のための前向きな活動

集落戦略（集落全体の将来像を明らかにするための重要な指針）の作成

6) 交付単価

（単位：円/10a）

地 目 等	田	畑	草 地	採草放牧地
急 傾 斜	21,000	11,500	10,500	1,000
緩 傾 斜 等	8,000	3,500	3,000	300

※農業生産活動等に加えて、体制整備のための前向きな活動を実施しない場合、交付単価は8割となる。

7) 令和5年度 実施状況

市 町 村	協 定 数	交 付 金 算 定 面 積 (ha)				交 付 金 (千 円)
		田	畑	草 地	計	
十和田市	15	185	0	0	185	31,523
七戸町	4	85	0	0	85	12,780
横浜町	19	315	0	0	315	25,233
東北町	1	130	0	0	130	1,040
六ヶ所村	2	0	0	220	220	6,590
計	41	715	0	220	934	77,167

※単位未満は四捨五入のため、計と一致しない場合がある。

令和5年4月時点



農道の草刈り
野左掛集落協定（七戸町）



畦畔と水路の草刈り
大豆田第2集落協定（横浜町）